

公益社団法人日本フェンシング協会
委員会運営規程

2019年9月29日施行

2019年11月24日改正

第1条（目的）

本規程は、公益社団法人日本フェンシング協会（以下「協会」という。）が設置する委員会の組織及び運営に関する事項を定め、各委員会が適正かつ円滑に運営を行うことを目的とする。

第2条（委員会）

1. 協会の委員会の種類及びその所管業務は、別表に定めるとおりとする。
2. 協会の委員会の新設、改廃並びに各委員会の所管業務の決定は、理事会の決議によって行う。

第3条（委員会の組織）

1. 各委員会は、次の委員で構成する。
委員長 1名
副委員長 原則として2名以下
その他の委員 担当業務の規模に応じた適正人数
2. 委員長は、理事会の承認を得て協会の会長が委嘱する。
3. 委員長が協会の理事でない場合には、理事会は、委員会担当理事を選定しなければならない。
4. 副委員長及びその他の委員は、委員長が、当該委員会を所管する事業本部長（事業本部制をとっていない場合は本部長。以下同じ。）と協議の上指名し、理事会の承認を受けるものとする。
5. 各委員会の委員のうちいずれかの性別が40%未満にならないよう努力しなければならない。
6. 副委員長及びその他の委員の委嘱の通知については、委嘱状の交付に代えて、協会ホームページ上での掲示によることができる。

第4条（任期）

委員の任期は協会理事の任期と同じとする。

第5条（職務）

1. 委員長は、自らの委員会を代表して、所管業務の範囲内で会長からの委任に基づき職務を執行する。
2. 委員長は、委員会の業務執行について、当該委員会を所管する事業本部長と協議の上、理事会の決定事項に従って委員会を運営する。
3. 副委員長は、委員長の職務執行を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第6条（委員会の開催）

1. 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集され、各所管業務に係る重要事項について審議する。
2. 委員会の議長は委員長とする。
3. 委員会は、各所管業務に応じて、集会、電磁的方法その他の方法により開催することができる。
4. 委員会の議事は、審議に基づき議長が決する。
5. 協会の会長、副会長、専務理事、常務理事、当該委員会を所管する事業本部長及び事務局局長は、必要に応じて委員会に出席して意見を述べることができる。

第7条（予算と報告）

1. 各委員会は、新年度開始前に、職務執行計画と予算を作成して理事会に提出しなければならない。
2. 各委員会は、予算の範囲内で優先順位をつけて職務を執行しなければならない。
3. 各委員会は、職務執行報告書及び決算報告書を理事会に提出し、毎年6月に開催される社員総会の承認を受けなければならない。
4. 各委員会は、会計年度の途中で予算に含まれない出費が見込まれるときは、その詳細を記した書面を理事会に提出し、その承認を得なければならない。

第8条（理事会への参加）

1. 委員長（委員長が協会理事でない場合には、委員会担当理事とし、本条において以下同じ。）は、自らの委員会を代表して所管業務に関連する理事会で決議すべき議案を理事会に提出する。
2. 委員長は、自らの委員会の所管業務に関連する理事会議案につき、必要な範囲で理事会前に委員会において議論し、意見を集約し、理事会において意見を述べなければならない。
3. 委員長は、協会の会長の諮問に応じ、また、自らの委員会の所管業務に関連する事項に関し、その審議の結果を当該委員会の意見として理事会で具申する。

第9条（秘密保持）

委員は、理事会や委員会内で知りえた事実で、秘密として保持すべき事項については、第三者に開示、漏洩してはならず、各委員会の目的を超えて使用してはならない。

第10条（処分）

1. 委員は、協会の定款、倫理・懲戒規程その他の規程を遵守し、適正に職務を行わなければならない。
2. 各委員会は、倫理・懲戒規程第3条に違反した委員について、倫理・懲戒規程第4条第1項第2号に定める以外の処分態様を定めることができる。但し、倫理・懲戒規程で定めるより重い処分態様であってはならない。

第11条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

附則

本規程は、2019年9月29日から施行する。

附則

本規程は、2019年11月24日から施行する。

[＜別表＞](#)令和8年1月18日改正